

改正概要説明書	
国名： シンガポール	法令名： 商標国際登録規則
改正情報： 2011年改正 2011年12月1日施行	
<p><b>改正概要：</b></p> <p>規則8(1)(b)にいう届け出るべき取引又は関連する取引により、取引日の後で取引が国際登録簿に記載される前に生じる保護国際商標(シンガポール)の侵害について、損害賠償等を受ける権利を有さない者は「保護国際商標(シンガポール)の所有者又は使用権者となる者」と規定されていたが、「使用権者となる者」が削除された(規則8(5))。</p> <p>また、変更出願手数料が変更になった他は大きな改正はない。</p>	
<p><b>改正内容：</b></p> <p>・規則8 (取引の届出)</p> <p>(4)(a) 「(1)(b)にいう届け出るべき取引の場合は、取引の関連する細目の登録申請がなされるまで、又は」とされ、下線部が加えられた。</p> <p>(5) 規則8(1)(b)にいう届け出るべき取引又は関連する取引により、取引日の後で取引が国際登録簿に記載される前に生じる保護国際商標(シンガポール)の侵害について、損害賠償等を受ける権利を有さない者は「保護国際商標(シンガポール)の所有者又は使用権者となる者」と規定されていたが、「使用権者」が削除された。</p> <p>・規則14 (答弁書)</p> <p>(9) 期間の延長請求を行う前に、名義人は異議申立人及び延長によって影響を受ける虞のある他のすべての者に対し、通知を発送し、通知を送達された者が延長に同意をせず又は拒否した場合でも、登録官は適切な理由があれば延長を付与することができるが、登録官が延長付与できる場合として、通知を受けた者が延長に対する同意を与えなかった期間が「通知日から2週間以内」と明確にされた。</p> <p>・規則25 (変更出願手続)</p> <p>(3) シンガポール指定国際登録の細目の変更日までに未だ公告されておらず、登録官が規則11(3)に基づいて拒絶通知を発行している場合、当該発出された拒絶通知は、登録官から出願人に発出された通知として扱う旨が明確にされた。</p> <p>・附則1 ((規則3) 手数料)</p> <p>変更出願の出願手数料の改定があった。</p>	